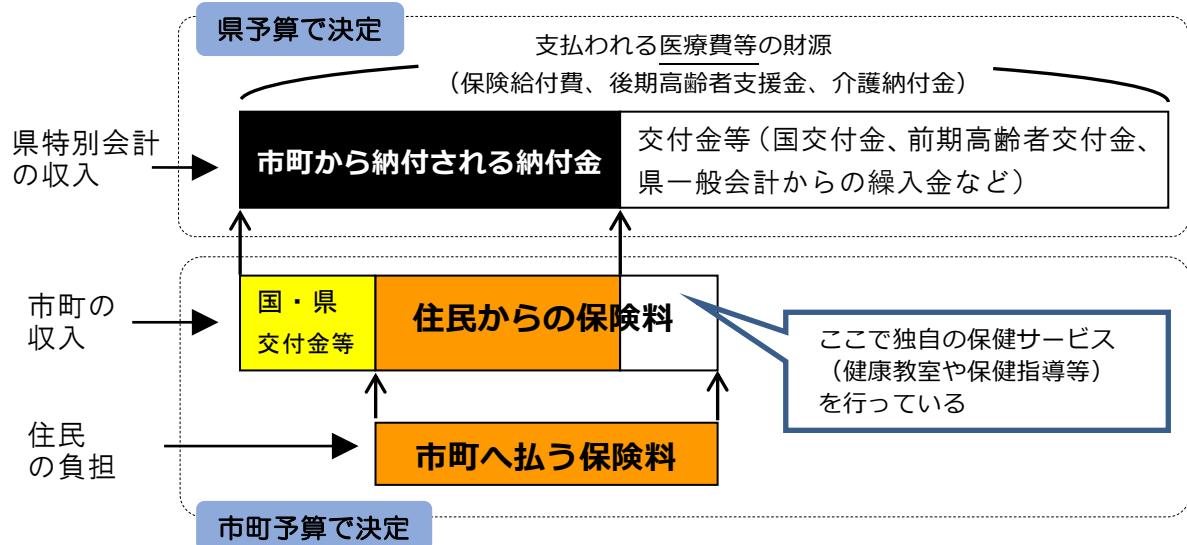


令和 5 年度国民健康保険事業費納付金の算定について

1 国民健康保険事業費納付金算定の考え方について

市町が県に納付する令和 5 年度の納付金について、令和 4 年 12 月末に厚生労働省から示された指標や予算見込等（国交付金の配分額、被保険者数の推計等）を用いて算定しました。

（納付金と保険料（税）の関係図）



納付金の試算については、令和 5 年度の国民健康保険事業に係る保険給付費等がどの程度必要になるかを推計するところから始まります。年度ごとに変わる医療費や被保険者（国民健康保険加入者）数の増減など、現時点で厚生労働省から示された数値等を盛り込んで算定するものです。

具体的には、保険給付費等総額の支払に必要となる額から国や県からの交付金等の納付金以外の収入を控除し、最終的に市町から納付される額を算定します。

本県においても、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により被保険者数が減少（対前年度 3.47%減）するものの、医療の高度化や被保険者の高齢化、コロナ禍の受診控えが回復傾向にあること等により 1 人あたり医療費が増加しており、令和 5 年度の国民健康保険事業に係る保険給付費の伸び率は 0.21%の減少を見込んでいます。

なお、平成 30 年度からの制度改正を原因とした負担増が発生している市町については、国と県が補てんを行うこととしていますので、納付金の増減は、各市町における被保険者数の増減や年齢構成の変動等を原因としたものとなります。また、令和 5 年度の納付金算定から医療費水準を一切反映しなくなったことから、今後、各市町における医療費の増減は納付金の額に影響しないこととなります。

2 令和5年度における納付金の算定結果について

保険給付費の伸び率は0.21%の減少を見込んでいますが、コロナ禍のなか納付金額を抑える観点から、令和4年度の納付金算定で、財政安定化基金（決算剰余金分）約24億円を活用した関係上、前期高齢者交付金574億2,493万円（約14億円増）、国と県が行う国保制度改正を原因とした負担増に対する補てん6億4,181万円（約0.4億円増）の公費の交付や財政安定化基金11億313万円（激変緩和分2億4,214万円（約0.8億円増）、財政調整機能分等（8億6,099万円（約15.3億円減））の活用によっても、各市町が負担する納付金は451億5,012万円（18億6,629万円 4.31%の増、対前々年度1.25%（単年度換算）の減）となっています。

市町別では、令和4年度に比べて納付金の負担が増える市町は27（負担増額は18億7,393万円）、減る市町は2（負担減額は763万円）となっています。

各市町においては上記の納付金をベースに、国と県の交付金（県全体で約61億円を想定）や基金繰入金等に加え、独自の保健事業の費用等を勘案したうえで、住民からの保険料（税）を算定し、予算案を作成していくこととなります。

※ 財政安定化基金の活用

① 激変緩和分（2.4億円）

- ・制度改革の激変緩和策として国費により造成。基金総額：4億770万円
- ・令和4年度活用額1.6億円の残額2.4億円を全額充当。

② 財政調整機能分等（8.6億円）

- ・仮算定から納付金総額が増加した市町について増額分の減額に充当。
- ・財政基盤強化分（国費により造成）3億3,975万円を充当した残額に財政調整機能分（従前の決算剰余金分）を充当。

3 標準保険料率

国保の保険料は、市町村ごとに年齢構成や所得水準に差があること、保険料の算定方法が異なることから、他の市町村の保険料水準との比較は困難となっています。したがって、標準的な住民負担の「見える化」を図る観点から、県内統一のルールに基づき算定した標準的な保険料水準を示すこととされています。

4 今後の予定

今後、令和5年度の納付金、標準保険料率を確定し、市町へ正式通知するとともに、県ホームページで公表します。